別記第1号様式（第7関係）

会　　議　　録

附属機関又は会議体の名称		豊島区障害者権利擁護協議会
事務局（担当課）		障害福祉課
開　催　日　時		令和６年　８月 29 日（木）　18 時 30 分　～　20 時 30 分
開　催　場　所		区役所本庁舎　509・510 会議室
議　　題		（１）　令和５年度相談一覧 （２）　令和５年度障害者差別解消に関する取組みの結果報告について （３）　令和６年度障害者差別解消に関する取組みについて（案） （４）　障害者差別解消法に係る合理的配慮の実態調査の結果について （５）　豊島区通知の送付に係る点字による情報提供事業について （６）　令和６年度障害者差別解消法の改正について （７）　障害を理由とする差別の解消に向けた取組について
公開の可否	会　　議	☑公開　☐非公開　☐一部非公開　　傍聴人数　　０人
	会 議 録	☑公開　☐非公開　☐一部非公開
出席者	委　　員	鈴木孝典、坂本千花、羽鳥乃路、前田貴子、安井敦子、藤本知哉、上原直哉、垣沼有紀子、川村愼二、中島裕子、武井悦子、長谷川則之、小林純子、田中慎吾、山田さつき、安田容子
	そ の 他	福祉部長、障害福祉課長、障害福祉サービス担当課長・福祉総務課長 （事務局）障害福祉担当係長、障害福祉担当主事

１　開会
２　委員委嘱
３　委員自己紹介
４　会長・副会長選出
　推薦により鈴木委員が会長に就任。
　鈴木会長の指名により副会長は坂本委員が就任。
５　会議の傍聴、会議録について
６　議事

１）令和５年度相談一覧
　資料第３に基づき、事務局より説明

（委　員）弱視のスポーツジム利用者から、ジムが暗くて周りが見えにくい点と床にダンベルが置かれていて安全性が確保されていない点について相談が寄せられたとあるが、視覚障害者にはガイドヘルパーを利用できる制度があるため、事務のインストラクターをその方に専任でつける必要はないと思う。障害のある方は、相手に要求を求めるだけでなく、自身で身を守るための行動をするべきである。
（会　長）障害のある方が利用できるサービスをどのように周知していくのかも引き続きの課題である。
（委　員）本日、豊島区役所のエレベーターホールから会議室に向かうまでの廊下も電気が消えていて暗かった。障害のある方に対する合理的配慮として、明るくするべきである。
（事務局）次回以降、電気がつけられるように対応する。
（委　員）令和５年度の相談件数として事業者からの相談が２件とあるが、これは合理的配慮の義務化の影響を受けてであるのか、それとも区から何かしらの発信をしたからであるのか。
（事務局）区のホームページに合理的配慮に関する相談を受付けている旨を掲載している。
（委　員）これまでも事業者からの相談はあったのか。
（事務局）これまでも相談はあった。
（会　長）今後も相談を受け、事例を集積して課題を抽出することが必要である。

２）令和５年度障害者差別解消に関する取組みの結果報告について
　資料第４に基づき、事務局より説明

（委　員）事業者に対して障害者差別解消法の改正について周知したとあるが、その後フィードバックはあったのか。
（事務局）東京都の条例では以前から合理的配慮の提供は事業者に対して義務化されていたため、今回周知した際に特に大きな反応はなかった。
（委　員）（３）の各種週間で障害者差別解消に関するポスターを掲示したとあるが、ポスターの内容は障害当事者の意見も踏まえて選択しているのか。
（事務局）今回は障害福祉課で選択したポスターを掲示した。次回は当事者の意見も聞いて選択したい。

３）令和６年度障害者差別解消に関する取組みについて　（案）
資料第５に基づき、事務局より説明

（委　員）コロナ禍以前は、障害者サポート講座を区民ひろばで実施していたり、スポーツのつどいでは中学生のボランティアが参加していたりと、障害のある方との交流があった。今後も区民と障害のある方との交流の場を増やしていくべきである。
（事務局）区民ひろばでの出前講座については、区民ひろばの所長会で依頼があれば実施することができる。
また、スポーツのつどいでの中学生のボランティアについては、昨年度から再開している。しかし、昨年度は当日中学生と障害のある方との交流が少なかったため、今年度は中学生の役割を見直す予定である。
（委　員）イエローリボンの配付数について、昨年度は 3,200 個配付しているのに対して、今年度は 2,000 個配付予定と記載がある。数が減っているのはなぜか。
（事務局）毎年、各課に必要数を調査して配布数を決めている。今年度は 2,000 個と記載があるが、調査結果の必要数に応じて数を増やす予定である。

４）障害者差別解消法に係る合理的配慮の実態調査の結果について
資料第６に基づき、事務局より説明

（会　長）　この調査は、以前から集積しているものであるか。
（事務局）調査自体は３年前から実施している。しかし、従前の調査の質問は課として回答するのか、庶務担当者個人として回答するのかが分かりづらかったため、今年度から質問をリニューアルしている。
（委　員）問 14 に下線がついている箇所には意味があるのか。
（事務局）事前に準備をして対応できた合理的配慮の対応例として下線を引いている。
（委　員）イベント開催時の合理的配慮のチェックシートの使用率が低いため、使用

していない課に対して周知が必要である。
（事務局）チェックシートを使用していない課に対して、今後も繰返し周知する。
（委　員）アンケートの結果は各課にフィードバックしているのか。
（事務局）年に４回発行している庁内通信のイエローリボン通信で紹介している。
（委　員）チェックシートの内容を教えてほしい。
（事務局）障害ごとにどのような配慮が必要かをチェックできるシートである。
（会　長）今期から新規の委員もいるため、次回の会議かその前にチェックシートを配付してもらうことはできるか。
（事務局）次回の会議までに委員宛に配付する。
（委　員）失語症の方のコミュニケーション支援について、庁内でどこまで把握されているのか。また、今後どのような配慮が考えられるのか。
（事務局）高次脳機能障害や失語症についてのリーフレットを作成し、職員に周知した経過がある。
また、現在失語症の方へのコミュニケーション支援者の派遣は、団体への派遣のみ対応しているため、今後は個人派遣についても検討していく。

５）豊島区通知の送付に係る点字による情報提供事業について
資料第７－１から７－５に基づき、事務局より説明

（委　員）資料７－４に、調査対象の視覚障害１級の方のうち、８人は墨字が読めると記載があるが、どういうことか。
（事務局）アンケートで当事者本人が記載している情報であるため、回答者の個々の状況は不明である。
（委　員）視覚障害者への郵送物に点字シールを貼付する事業について、対象者は視覚障害１級の方のみであるのか。
（事務局）１級と２級の方に対して点字シール貼付のアンケートを実施する予定である。
（委　員）封筒の中の文書には点字をつけずに、封筒に点字シールをつけることで詳細は電話で問い合わせてほしいということか。
（事務局）その通りである。
（委　員）資料７－４の４月に実施した視覚障害者に対するアンケートの趣旨が分からないので教えてほしい。
（事務局）視覚障害のある方が、区の発送物を確認するために、点字シールや音声コード、エンボス加工などのうち、何をつけてほしいのかのニーズを把握できていなかったため、調査を実施した。

６）令和６年度障害者差別解消法の改正について
　参考資料１に基づき、事務局より説明
７）障害を理由とする差別の解消に向けた取組について
　参考資料２に基づき、事務局より説明

その他の質問等について

（副会長）資料６について、対象課数が増えていて単純な数値比較ができないため、パーセンテージを表記するべきである。
また、合理的配慮の実態調査を実施したのであれば、その結果について各課へ課題点などをフィードバックするべきである。
（委　員）資料６の問５のマニュアルを委託事業者等に提供しない理由について、受託事業者がすでに障害のある方への理解をしていたため、障害者差別解消法指定管理者及び区業務受託者対応マニュアルを提供しなかったと記載があるが、その事業者の全員が理解しているかは分からないため、理解しているかに関わらず提供するべきである。
（委　員）イエローリボン通信は毎回 A4 両面１枚であるのか。
（事務局）その通りである。

７　閉会

審　議　経　過

No.5

会　議　の　結　果	・新たな決定事項はなし。

提出資料等	資料１　令和６年度豊島区障害者権利擁護協議会名簿 資料２　令和５年度第２回　豊島区権利擁護協議会会議録 資料３　令和５年度障害者差別に係る相談一覧 資料４　令和５年度障害者差別解消に関する取組みの結果報告について 資料５　令和６年度障害者差別解消に関する取組みについて 資料６　障害者差別解消法に係る合理的配慮の実態調査まとめ 資料７－１　（チラシ）通知に関する情報を点字で提供します 資料７－２　点字付き封筒対応可能リスト 資料７－３　豊島区通知の送付に係る点字による情報提供事業実施要綱 資料７－４　区からの郵送物に関するアンケート結果について 資料７－５　令和６年度イエローリボン通信 Vol.1 参考資料１　障害者差別解消法改正チラシ 参考資料２　【令和６年７月 29 日開催】障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部会議資料（一部抜粋） 別　紙　第１回豊島区障害者権利擁護協議会に対するご意見等の提出について